

住宅改修・福祉用具の 購入が自己負担だけで できる！

現役ケアマネジャー
東かがわ市議会議員
山口 だいすけ

住宅改修の補助

介護保険では生活を維持するために住宅を直す場合、1人生涯20万円（自己負担1割の場合、本人負担額2万円、補助18万円）の補助を受けることができます。余った場合は持ち越しも可能なので必要に応じて使うことが可能です。ただし要介護度が3段階以上上がった場合や、転居した場合は再度20万円の支給額が設定されます。同じような制度に福祉用具購入というものがありますが、こちらは1年間で10万円までの補助が受けられ、年度が切り替わるとまた10万

円を上限に補助が受けられません。

実はこの住宅改修（福祉用具購入も同様）は、基本的に施工業者に全額支払った後に補助分を申請し変換してもらう「償還払い」という方式が主流となっています。しかし、このやり方では年金のみの方はなかなか工事着工が資金的に難しく、予防を目的とした住宅改修になかなかつながらないデメリットもありました。そこで「受領委任払い」といって、本人負担分のみを施工業者に支払い、施工業者が補助分を市に申請する方式を導入する自治体が増えてきました。

東かがわ市では僕が議員になった翌年度にこの方式が導入されました。実はこの制度、採用されていない自治体も非常に多かったです。理由は、本人負担が抑えられることで安易に住宅改修する人が増えるかもしれない。そうなるど介護保険料が増加していくというのが見送られる大きな理由と言われています。

東かがわ市も別の議員が何年も前から訴えていましたが、なかなか採用に至りませんでした。そんな中、議員になって1年目の僕がどうやってこの制度導入の後押しができたのか。皆さんにお伝えしたいと思います。